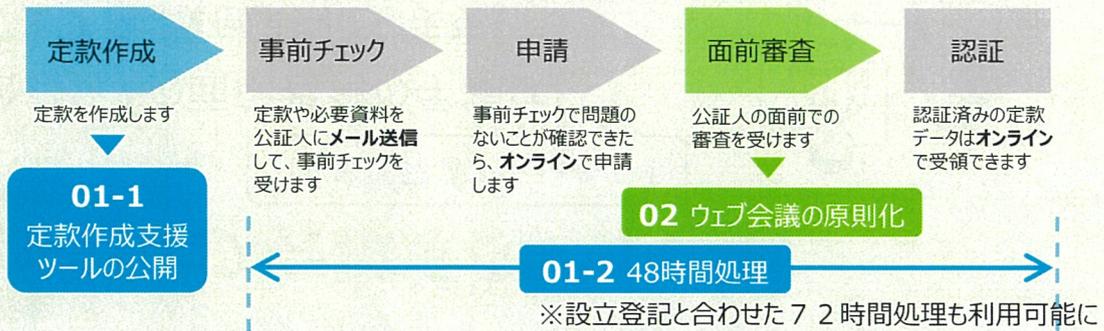


定款認証の手続が変わります

変更後の手続のイメージ



01-1 定款作成支援ツールの公開 2023.12.26～全国

小規模でシンプルな株式会社をスピーディーに設立したいという起業家のニーズにこたえるため、**定款作成を支援するツールを新たに作成し、公開**しました。

日本公証人連合会ホームページ（下部参照）からツールをダウンロードの上、**必要項目についてプルダウン選択・入力すれば、定款が完成**します。

- ※ 発起人3名以下・取締役会非設置など、作成できる定款の内容には制限があります。
- ※ ツールは、Excel for Macでは正しく動作しない場合があります。
- ※ ツールは、日本公証人連合会の許可を得て、**二次利用（改良・第三者への提供等）**することも可能です。日本公証人連合会事務局（03-3502-8050）までお問い合わせください。

01-2 48時間処理 2024.1.10～東京都・福岡県 2024.9.20～埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府

定款作成支援ツールを利用して作成した定款について、**原則として48時間以内に認証手続を完了**する運用をスタートしました。

- ※ 48時間処理を希望する旨の申請（定款作成支援ツールで作成できます）を提出いただく必要があります。
- ※ **定款作成支援ツール（同ツールを二次利用した民間サービスも可）**により作成した定款に限られます。ご利用に当たっては、定款に電子署名をし、**オンラインで申請**をする必要があります。
- ※ 日中に面前審査の日程のご都合がつかない場合には、**平日夜間（20時まで）にウェブ会議により審査を受けることも可能**です。ご希望の方は、公証人にご相談ください。
- ※ 48時間の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したときです。資料に不備などがあれば、手続に時間を要する場合があります。また、48時間の算定は、土・日・祝日を除きます。紙の委任状等を郵送又は持参により提出する場合には、算定方法が異なります。

48時間処理を利用した場合に、**公証人の定款認証と法務局の設立登記を合わせて原則として72時間以内に完了**する取組を開始しました（2024.9.20～）。

- ※ 定款認証後から設立登記を申請するまでの時間は72時間に含まれません。
- ※ 設立登記について、添付書面情報を全て電磁的記録で作成の上、定款認証後1週間以内にオンラインで申請し、登録免許税を電子納付する必要があります。

02 ウェブ会議の原則化 2024.3.1～全国

公証役場にお越しいただく負担をなくすため、**電子定款の認証における面前審査**について、**対面実施の希望がない限り、ウェブ会議で実施することを原則**とする運用をスタートしました。

- ※ 代理人により面前審査を行う場合でもウェブ会議が利用できるようになりました。認証済み定款データの受領方法も拡充し、メールでの受領を選択できるようになりました。

○定款作成支援ツールのダウンロードや各種手続の詳細については、
日本公証人連合会ホームページをご覧ください。
URL <https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>



○定款認証のオンライン手続に関して不適切な事案やご意見がありましたら、
以下のウェブフォームからお知らせください。
URL <https://forms.gle/SwKWhBvcLWzMcnda6>